

第185回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第10号

令和元年10月3日かすみがうら市農業委員会告示第10号をもって、令和元年10月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第185回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和元年10月10日(木) 午後2時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一		

4. 欠席委員

15番 齋藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

8番 井坂 孝雄 9番 谷中 昌

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第65号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第67号 現況証明願の交付決定について
議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)
議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について
- ⑥ その他

8 閉会

午後3時30分閉会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和元年度 第185回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、15番 齋藤幸雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ</p> <p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、8番 井坂孝雄 委員、9番 谷中昌 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第27号から報告第28号までの報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
議 長	<p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>「議案第65号 農地法3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議 長	<p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
14番 栗原委員	<p>10月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、市川委員と栗山委員と私、栗原の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番は、上稲吉地内・●●●●●●●●●●から約250m北西に位置する畑2筆になります。現況は栗畑で、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。継続して栗を栽培する予定です。</p> <p>番号2番は、●●●●●小学校から約230m東側に位置する畑2筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。サツマイモを作付けする計画です。</p> <p>番号3番は、●●●●●公民館の西側の畑1筆、同じく公民館から約40m南の畑2筆、同じく公民館から220m南東の畑2筆、同じく公民館から300m南西に位置する1筆</p>

	<p>の合計6筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は加工販売を主に事業としている法人で、加工原料であるサツマイモを安定して確保するため、農業に新規参入すべく今回の申請に至りました。サツマイモを作付けする計画です。</p> <p>番号4番は、坂地内・●●●●●●から約370m南西にある畑1筆になります。現況はビニールハウスが設置されておりきれいに管理されていました。稲苗を作付けする計画です。</p> <p>番号5番は穴倉地内・●●●●●●から200m北西にある畑4筆になります。現況は一部雑草の繁茂も見られましたが、きれいに管理されており苗木が植栽されていました。継続して苗木を栽培する計画です。</p> <p>番号6・7・8番は、借り人が同一なので一括で説明いたします。番号6番、7番は、加茂地内・●●●●●●から約250m南西に位置する田3筆と深谷地内・●●●●●●●●の北側の土地1筆で合計4筆になります。いずれもきれいに管理されていました。継続して苗木を栽培する計画です。田はハスを畑は野菜を作付けする予定です。</p> <p>番号9番は、●●小学校から約500m西に位置する畑1筆になります。現地は、多少雑草が繁茂している状況でした。栗を栽培する予定です。</p> <p>番号10番は、新治地内・●●●●●●●●●●から約350m東に位置する畑1筆です。現地は営農型太陽光発電施設が設定されている下の畑できれいに管理されている状況でした。今後も継続してシャインマスカットを栽培する計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可</p>

議 長	<p>することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
-----	--

議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番、7番、8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番、7番、8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番、7番、8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号10番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	現地調査した一員として、これ問題あると思います。実は、29年に現地調査をした一員でありまして、果たしてあの地にシャインマスカットができるかできないか、心配していて注目しておりました。そういう中で、見に行ったところ、遮光率が30パーセントか35%、業者の報告書見れば、遮光率が60%か66%というような報告書が出ているのですが、それで、当初の計画では3年後に、シャインマスカットが2500kgとるとというような報告しているわけでありまして、現在、ほとんど獲れないという、収穫なしという、果たして、あれが農地といえるか、いえないか、これ、皆さんで検討してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。
議 長	いかがでしょうか。
10番 中山委員	3年毎に更新はでるんですか。
議 長	次は、認定農業者特約ということで、10年後となります。
10番 中山委員	10年後も収穫皆無となった場合、どうなるのですか。 ずーと、獲れないということで進んでいったら、どうなるのですか。
事務局	事前調査行ったときに、そういった心配がありましたので、私どもで、県の農業普及所のほう、果樹担当の方にも現地見てもらっています。 報告書のほうは、局内で回させてもらってしまして、今、印刷かけて、配りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

	普及所さんのほうで見てもらった限りでは、枝の伸びとか、今の現状は、露地のものと、そこまでは、伸び的には変わらない、という答えをいただいています。
1番 栗山委員	それはないでしょう。現場、伸びてないよ。
10番 中山委員	3年後は、2500kgですか、
事務局	計画ではそうなんですけど、一番最初の申請の時、いろいろ調べていく中で、ぶどうは、時間的にかかっていくというのがわかりました。4年後くらいから、少し

	ずつ、でき始まって、5年から6年目くらいが一番実が着く時期だということです、露地物であれば。今回は、1年くらい遅れるのではないかと話をいただいています。報告書を今、配っておりますのでご確認ください。
2番 塚本委員	今回の案件については、太陽光パネルの下ですか。
事務局	はい、パネルの下です。
7番 貝塚委員	2番の件ですが、聞き逃したから聞きたいのです。後で、事務局に聞くからいいです。
事務局	後ほど、お答えします。
4番 外塚委員	土地売買とシャインマスカットの生育具合は、別のものだと思うので、かけ離して話したほうがいいと思うのですが。いかがでしょうか。
1番 栗山委員	現場見てきまして、3条と切り離していいのですが、1月で3年になるんですよ。だけど、ものになるかならないか、現地を皆さんに見てもらいたい。遮光率が30%か35%しかないんだから、認定農業者になれば、今度10年、継続してできるわけですよ。10年なんていうの、わたしら全然しかなかったの。今日、初めて知ったの。それですが、穴倉のキクラゲ、あれは今度10年取っているそうです。皆さん、聞いてますか。事務局だけが知っていて、われわれ農業委員は全然知らないんですよ。そんな馬鹿な話ないでしょう。許認可だすのは、農業委員なんですよ。今度の案件で許可にならなかった場合、3年後に継続できなかった場合は、業者は、農地であるのか、あの太陽光、全部、取り外すのか。という話になりますよね。私は、もう少し待ってもいいんじゃないかという話も聞きました。いい悪いは別にして、現地を皆さんで見てください。見ればわかりますから。ブドウなんかできないよ。
議長	それでは、どうしますか。一応、これは売買のほうなんですけど、3条のほうででているのですが。
4番 外塚委員	別物でしょうよ。3年の更新のほうは、見てきてもいいと思う。でも、土地の売買のほうは、別物だと思うのですよ。
1番 栗山委員	今、農地じゃないよ。あれは、
4番 外塚委員	栗山委員が言うように、私もブドウ作っているからわかるのですが、あれでは、ぶどう植えてあるだけですよ。
1番 栗山委員	ろくな枝も伸びていないのだから。
11番 鈴木委員	農業委員がそんなこと言ってはだめだよ。
6番 飯田委員	これ、主たる目的はなんですか。太陽光をやるのですか。営農型をやるのですか。営農型をやるという説明は受けてますけど、説明を聞くと、これは不可能というように

4番 外塚委員	今回は、土地の売買を審議するのだから
議長	管理のほうは、来年の1月、後の審議で
1番 栗山委員	あれ農地じゃないでしょう。
議長	書類もそろってますし、売買に関しては、
10番 中山委員	売買が終わってからやったらいいでしょう。
6番 飯田委員	両方セットでやるから、おかしい
11番 鈴木委員	売買には問題ないでしょうよ。

	議 長	それでは、審議してよろしいですか。
10番	中山委員	所有権移転には問題ないでしょうよ。
	議 長	書類は全部そろってます。
	議 長	それでは、採決いたします。番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
11番	鈴木委員	所有権移転でしょう。
	議 長	所有権移転です。
	議 長	賛成多数ですので、番号10番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
10番	中山委員	先ほど、栗山委員が言っておられたように、所有権移転はとおりましたけど、ただ、そのままでもいいのかどうか、これ条件つけるというか、付帯決議つけるなり、3年後、4年後に、再度確認をして、対応すべきと考えますが、
1番	栗山委員	3年後にはできないでしょう。1月切り替えだから。
	議 長	1月に切り替えて、それから10年なんですけど、ただ、県のほうでは、10年までというあれはないというのですよ。その前でも
	事務局	そちら、説明させていただきます。平成30年に国のほうから、認定農業者取っている方、あと、荒廃農地を解消して1種農地内に営農型を行う業者、あとは、2種3種農地内で営農型太陽光をする業者については、10年以内という許可期間があたえられている形になりました。その中で、私のほうでも気になったので、10年以上という書き方だったので、それ以下というのものもあるのかと思って、県のほうも確認してみたのですが、それについては、育成状況が悪いとか、心配の場合は、農業委員会の裁量で許可期間を決めても問題ないということで、回答をいただいております。
	議 長	よろしいでしょうか。
10番	中山委員	普及所のほうは、4年か5年でなるでしょうという見方なんでしょう。
	事務局	配布させてしまった報告をみてもらうと、4年で、㎡当たり300グラム程度、5年から6年が、露地栽培だと発育がよくなる時期だと、なっている。そういった状況から県の普及所の話では、プラス1年位要するのかなという答えはいただいたのでそういった年月を鑑みて、様子見るために、許可の期限を見るのもありなのかなと思います。

10番	中山委員	これ、前例になってはいけけないので、3年、4年、5年を委員会で判断して、それなりの対応するように、決めるべきと考えますがいかがですか。
	事務局	どういうパターンは、何年とかということですか。
10番	中山委員	営農型の許可がこのままでいいのかどうか。取り消すのかどうか、そのへんの判断はつけるべきだと思いますが。皆さんどうですか。 これいつまでたってもブドウがならなかった場合、前例になっちゃうよ。
	議 長	だから、10年じゃなくて3年ぐらいで区切ってもいいんじゃないかと思うのですが
1番	栗山委員	きくらげの場所、あれは継続になっているのですよ。10年で、3年毎に収支報告書出すことになっていますよね。収支報告書は、われわれ見てないのですよ。あれも2億円かけて、きくらげ全部作るのですよね。途中で計画変更、アシタバもそう、アシタバ収穫しているの、一度も見たことない。今度は、麦を作った。それが、できるのか、売れるのかどうかわからないけど、やっぱり、収支報告書くらい、皆さんに配って、今度は、10年なら10年ときちんと説明しなければ、我われ、理解できないでしょう。判断ができないでしょう。責任持った対応して下さいよ。

11番 鈴木委員	栗山委員からも色々お話があったと思うのですが、今後も、こういう問題が多々出てくると思うのですよ。アシタバを作るとか、サカキを作るとか、みょうがをつくるとか、結局、営農型が許可になるために、こういう問題がでてくると思うのですが、サカキ作る、みょうが作る、結局、収穫にならないですよ。結局、太陽が出ないのだから。今後、そういう問題はどうかでしょうね。ただ、営農型の許可を取るために、営農型をやるのでしょうか、それは、一つの課題ですよ。さきほども、栗山委員、外塚委員から話があったように、ぶどうの専門家だから、名前だけのブドウではねえ。
議 長	だから、3年でみていくしかないんじゃないかと思うのですがね。
2番 塚本委員	報告書をみんなに見せるべきではないの。
1番 栗山委員	毎年、報告書でてるのだから、それを委員に見せればいいんだよね。これ、遮光率が60から66%と、業者は出しているのですよ。見た感じでは、まったく逆ですよ。
11番 鈴木委員	実際、われわれは、報告書だけで、現場見ていないのだから。ミョウガ収穫しているの、見たことない。
事務局	営農型については、色々課題があるようですので、業者の方から、毎年、報告書が上がってきますので、そちらはコピーとりまして、委員の皆さんに見ていただきたい、併せまして、現地のほうも、今回のシャインマスカットに限らず、他にも更新の時期をまもなく迎えますので、現地のほうは、農業委員さん、推進委員さん、全員で見てもらうほうがよいですか。 (全員との声)
事務局	全員で見てもらうことで、日取りを調整します。その時に、書類のほうも、一式コピーとりまして、お配りしたいと思っておりますので、ご確認をお願いします。
議 長	「議案第65号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。

議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1番 栗山委員	事前調査を行いました。市川委員、栗原委員、私と 番号1番、●●●小学校から80m南西に位置する畑でありまして、これ、何ら問題ないとみてまいりました。 番号2番、●●●中学校の西側に隣接する畑1筆でありまして、これ、生徒数が増加しておりまして、学校用地の拡張が必要となり、今回の申請に至りました。 転用による影響はないと判断しました。以上でございます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、議案第66号 番号2番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第67号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1番 栗山委員	番号1番、●●小学校から約150m南側に位置します。早く言えば、無断転用していたわけですが、時効になって24年過ぎているわけでご覧になって、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第67号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。8ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で12件。面積は、34,963㎡です。内訳は、再設定6件、新規6件で、主な作付け作物は水稻・野菜になります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、設定の内容についてご説明いたします。 11ページの農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。
事務局	茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積5,757㎡です。 以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

事務局	よる、農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。 13ページをご覧ください。 市長より、令和元年9月27日付けで農用地利用配分計画案の意見が求められています。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が3件、面積が5,757㎡です。 内容につきましては、議案第69号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容です。 これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議 長	議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第70号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、11月11日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、塚本勝男委員、海東功委員、外塚孝雄委員です。

	日時は、11月5日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、農地付き空き家に係る、別段面積の設定(案)について、お手元に配布しました資料により、ご説明いたします。 空き家対策の担当部署である、生活環境課の職員が出席しております。 ご紹介いたします。
	(生活環境課職員 自己紹介・課長あいさつ)
事務局	(資料説明する。)
議 長	只今、資料の説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
1番 栗山委員	たいへん、結構な制度ですが、空き家対策の見込みはどれくらいあるか。
事務局	平成25年から空き家対策を行ってきておりまして、農地付き空き家につきましては、空き家に付属する農地ということで、今後、行っていきたい。 空き家バンクについては、これまで、9件ありまして、うち、7件が成約にいたっている状況です。なお、今現在は、空き家バンク登録は、1件しかありませんので農地付き空き家を拡大して、後継者とかを取り込んでいきたいというのが、今回の農地付き空き家の目的でございます。

10

山口推進委員長	わたくし、牛渡●●●なんですが、うちの集落にある空き家で、●●●の方が、市に返上したいということで、それから空き家になっていて、まわりは荒れていて、管理は市のほうでどうなっているのですか。
事務局	後で、場所など確認して、所有者確認したいと思います。
山口推進委員長	不用心でしょうがない、この前の台風で壊されてしまっている。 市に預けていったのだから、市で管理してもらうほかない。
4番 外塚委員	空き家というのは、位置づけは、アパートととかみたいに、すぐ入れるとか、修繕すれば入れるとか、その位置付けがあると思うのですが、
事務局	一戸建ての空き家ということで、今回については、農地付きの空き家ということで、家の隣に農地がついているとか、そういった方を対象に、
4番 外塚委員	すぐ入って生活できるとか、少し修繕しなければ入れないとかは
事務局	不動産屋さんを一回通しまして、空き家に登録するかどうかを検討しますので、ある程度、きれいになっていて、家財道具がないとか、そのへんが条件になってくるとは思いますけど、
11番 鈴木委員	今回は、普通の空き家ではなく、農地付きの空き家でしょう。
事務局	はい、そうです。
議 長	その他、質問ありませんか。 (無しとの声)
議 長	只今、説明がありましたように、「空き家に付属した農地」については、別段面積として、1アール以上とすることで、来月の総会に、関係議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	(農地利用実態調査及び追加送付資料の説明を行う。)
2番 塚本委員	書類を送付して戻ってこなかったときは、農業委員、推進委員が取りに行くのでしょう。だから、なるべく早く、書類を送ってほしい。

1番 栗山委員	書類を捨ててしまったら、
事務局	未回答者のリストをお渡しする際に、調査票1と調査票2の空用紙を配布しますので、そちらを活用していただきたい。
事務局長	①市農業委員会視察研修について ②かすみがうら祭りについて ③クールビズの終了について
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
議 長	以上を持ちまして、第185回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦労様でした。 (午後3時30分閉会)